

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月9日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	株式会社エスクリ
【英訳名】	E S C R I T I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 博
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル
【電話番号】	03-5410-8822
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理本部管掌 杉山 慎一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル
【電話番号】	03-5410-8822
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理本部管掌 杉山 慎一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第2四半期 累計期間	第10期 第2四半期 累計期間	第9期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(千円)	4,355,010	5,428,862	10,732,873
経常利益又は経常損失() (千円)	145,565	57,785	1,015,906
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (千円)	164,553	30,993	659,849
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	482,777	506,027	498,527
発行済株式総数(株)	11,227,500	11,413,500	11,353,500
純資産額(千円)	1,036,216	1,947,862	1,895,937
総資産額(千円)	6,606,715	8,662,004	7,099,126
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	14.68	2.72	58.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	2.63	57.27
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	15.6	22.3	26.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	441,007	495,552	1,793,793
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,054,121	1,478,801	1,575,632
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	266,825	1,178,119	97,486
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	935,019	1,596,853	1,401,982

回次	第9期 第2四半期 会計期間	第10期 第2四半期 会計期間
会計期間	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.36	3.72

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第9期第2四半期累計期間については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
5. 当第2四半期会計期間において株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済状況は、東日本大震災からの復興需要を背景に景気回復へ向かう動きがみられるものの、欧州債務危機をめぐる海外景気のさらなる下振れ懸念等により依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境下、当社は「施設スタイルにこだわらない都市型プライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市に展開した挙式・披露宴施設の運営を継続してまいりました。

具体的な新規施設の開業については、平成24年6月に専門式場スタイルである「シャルマンシーナ TOKYO」（表参道事業所）をオープンいたしました。これにより平成24年9月30日現在における当社の施設数は11施設、バンケット数は24バンケットとなっております。

また、八重洲事業所の施設拡大する部分の会場の屋号を「アンジェリオン オ プラザ TOKYO」に決定し、受注活動を開始いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高5,428,862千円（前年同期比24.7%増）、営業利益88,791千円（前年同期は112,021千円の営業損失）、経常利益57,785千円（前年同期は145,565千円の経常損失）、四半期純利益30,993千円（前年同期は164,553千円の四半期純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、1,596,853千円となり、前事業年度末より194,870千円増加いたしました。

当第2四半期累計期間における「営業活動によるキャッシュ・フロー」は495,552千円（前年同四半期比12.4%増）の収入となりました。その主な要因は、税引前四半期純利益を58,205千円、減価償却費を407,857千円計上したこと、また、前受金の増加212,057千円があった一方で、法人税等の支払い1327,394千円があったこと等によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は1,478,801千円（前年同四半期比40.3%増）の支出となりました。その主な要因は、新規出店や既存設備の改修等に伴う有形固定資産の取得による支出1,118,417千円、敷金の差入による支出325,281千円があったこと等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は1,178,119千円（前年同四半期比341.5%増）の収入となりました。その主な要因は、長期借入れによる収入1,350,000千円、短期借入金の増加400,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出509,979千円があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期累計期間において、新規出店等に伴う事業規模の拡大により、74名増加しております。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期累計期間において、ブライダル事業の生産、受注及び販売実績が著しく増加しております。これは、表参道事業所のオープンに伴う増加であります。

施行実績

当第2四半期累計期間の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	施行件数(組)	前年同四半期比(%)
ブライダル事業	1,294	123.7

(注) 上記の施行件数には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)は含めておりません。

受注状況

当第2四半期累計期間の受注件数および残高の状況は、次のとおりであります。

区分	受注件数(組)	前年同四半期比(%)	受注件数残高(組)	前年同四半期比(%)
ブライダル事業	2,179	124.5	2,065	117.5

(注) 上記の受注件数及び受注件数残高には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)を含めております。

(7) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった、重要な設備の新設等について、当第2四半期累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

(新設)

表参道事業所は5月に完了し、6月に稼働しました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,648,000
計	45,648,000

(注) 平成24年7月27日開催および平成24年8月10日開催の取締役会決議により、平成24年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は29,648,000株増加し、45,648,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,413,500	11,415,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	11,413,500	11,415,900	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月13日
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,843(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年7月19日 至平成34年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,843 資本組入額 922
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要するものとします。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではないものとします。

新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権の割当日から1ヶ月後の応当日より1ヶ月の間に、取引市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の60%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

新株予約権の割当日から6ヶ月後の応当日より1ヶ月の間に、取引市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

新株予約権の割当日から1年後の応当日より1ヶ月の間に、取引市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の120%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、その選択により、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めます。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年8月31日 (注)1	500	3,804,500	187	506,027	187	464,027
平成24年9月1日 (注)2	7,609,000	11,413,500	-	506,027	-	464,027
平成24年9月1日～ 平成24年9月30日 (注)1	-	11,413,500	-	506,027	-	464,027

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。なお、平成24年9月1日から平成24年9月30日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使による発行済株式総数、資本金等の増減はありません。

2. 株式分割(1:3)によるものであります。

3. 平成24年10月1日から平成24年10月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式数が2,400株、資本金および資本準備金がそれぞれ294千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
岩本 博	川崎市中原区	2,850,000	24.97
有限会社ブックス	川崎市中原区木月祇園町10-13	1,200,000	10.51
澁田 隆一	東京都目黒区	960,000	8.41
SBI・リアル・インキュー ション1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	390,700	3.42
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	303,200	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	200,300	1.75
岩本 眞弓	川崎市中原区	180,000	1.58
ステート ストリート バンク ア ンド トラストカンパニー 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	175,500	1.54
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	174,300	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	153,800	1.35
計	-	6,587,800	57.72

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,411,900	114,119	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	11,413,500	-	-
総株主の議決権	-	114,119	-

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エスクリ	東京都港区南青山三丁目2番5号南青山シティビル	600	-	600	0.01
計	-	600	-	600	0.01

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	-	重田 光男	平成24年7月11日

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,401,982	1,596,853
売掛金	27,745	43,301
原材料及び貯蔵品	42,534	47,622
その他	264,163	270,986
貸倒引当金	802	926
流動資産合計	1,735,623	1,957,837
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	3,010,403	3,910,677
建設仮勘定	87,978	101,001
その他(純額)	457,714	543,118
有形固定資産合計	3,556,096	4,554,797
無形固定資産	178,156	187,505
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,379,790	1,704,549
その他	249,459	257,314
投資その他の資産合計	1,629,250	1,961,864
固定資産合計	5,363,502	6,704,167
資産合計	7,099,126	8,662,004
負債の部		
流動負債		
買掛金	438,602	423,710
短期借入金	-	400,000
1年内返済予定の長期借入金	965,100	1,232,140
リース債務	89,352	126,941
未払法人税等	351,318	46,491
前受金	454,326	666,384
その他	867,658	1,142,328
流動負債合計	3,166,358	4,037,996
固定負債		
長期借入金	1,465,958	2,038,939
資産除去債務	341,376	471,147
リース債務	98,661	59,314
その他	130,834	106,744
固定負債合計	2,036,830	2,676,145
負債合計	5,203,189	6,714,142
純資産の部		
株主資本		
資本金	498,527	506,027
資本剰余金	456,527	464,027
利益剰余金	932,216	963,210
自己株式	126	126
株主資本合計	1,887,145	1,933,138
新株予約権	8,792	14,723
純資産合計	1,895,937	1,947,862
負債純資産合計	7,099,126	8,662,004

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
売上高	4,355,010	5,428,862
売上原価	1,544,344	1,752,758
売上総利益	2,810,666	3,676,103
販売費及び一般管理費	2,922,688	3,587,312
営業利益又は営業損失 ()	112,021	88,791
営業外収益		
受取賃貸料	4,208	4,104
協賛金収入	1,654	2,357
その他	3,157	1,418
営業外収益合計	9,019	7,879
営業外費用		
支払利息	35,509	32,031
その他	7,054	6,854
営業外費用合計	42,563	38,885
経常利益又は経常損失 ()	145,565	57,785
特別利益		
新株予約権戻入益	-	420
特別利益合計	-	420
特別損失		
固定資産除却損	183	-
特別損失合計	183	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	145,749	58,205
法人税、住民税及び事業税	6,523	27,611
法人税等調整額	12,280	399
法人税等合計	18,804	27,211
四半期純利益又は四半期純損失 ()	164,553	30,993

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	145,749	58,205
減価償却費	417,991	407,857
貸倒引当金の増減額(は減少)	64	124
受取利息及び受取配当金	109	133
支払利息	35,509	32,031
固定資産除却損	183	-
売上債権の増減額(は増加)	3,858	15,555
たな卸資産の増減額(は増加)	19,623	5,087
前払費用の増減額(は増加)	26,476	19,484
未収入金の増減額(は増加)	2,133	3,400
未収消費税等の増減額(は増加)	81,244	-
仕入債務の増減額(は減少)	114,188	14,891
前受金の増減額(は減少)	320,612	212,057
未払消費税等の増減額(は減少)	50,945	6,380
預り金の増減額(は減少)	19,350	14,082
未払金の増減額(は減少)	36,863	154,723
未払費用の増減額(は減少)	85,148	32,333
その他	25,377	18,722
小計	690,587	865,204
利息及び配当金の受取額	109	133
利息の支払額	45,234	42,390
法人税等の支払額	204,454	327,394
営業活動によるキャッシュ・フロー	441,007	495,552
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	823,295	1,118,417
無形固定資産の取得による支出	132,743	25,615
敷金及び保証金の差入による支出	88,522	325,281
預り保証金の返還による支出	10,000	10,000
その他	441	513
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,054,121	1,478,801
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	192,000	400,000
長期借入れによる収入	665,000	1,350,000
長期借入金の返済による支出	529,420	509,979
株式の発行による収入	9,375	15,000
割賦債務・リース債務の返済による支出	70,112	76,740
手数料の支払額	-	160
自己株式の取得による支出	16	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	266,825	1,178,119
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	346,287	194,870
現金及び現金同等物の期首残高	1,281,307	1,401,982
現金及び現金同等物の四半期末残高	935,019	1,596,853

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期会計期間（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更】

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ8,112千円増加しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

当社は運転資金及び事業所設備資金の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約等を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。

なお、当第2四半期会計期間のコミットメントライン契約等による借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)
コミットメントライン契約等の総額	1,600,000千円	1,900,000千円
借入実行残高	-	200,000
差引額	1,600,000	1,700,000

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
地代家賃	699,339千円	901,417千円
給料手当	531,912千円	727,322千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	941,519千円	1,596,853千円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,500	-
現金及び現金同等物	935,019	1,596,853

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)および当第2四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社は、ブライダル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	14円68銭	2円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	164,553	30,993
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	164,553	30,993
普通株式の期中平均株式数(株)	11,205,644	11,400,025
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	2円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	393,728
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		第10回新株予約権 500個 なお、新株予約権の概要は、「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 当社は、平成24年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月7日

株式会社エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスクリの平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。